

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:こども政策局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	こども政策局	こども未来課	H19.4.2	平成19年度長崎 県保育所職員研 修委託事業	4,586,000	長崎市茂里町3-24 社団法人 長崎県保育 協会 会長 廣川 健一郎	当協会は、県内保育所の資質向上及び業務改善のための研修を行い、乳幼児保育の振興に寄与することを目的に設立された公益法人であり、広く保育事業に関する業務を行っている。現在、県内の会員数は477施設、園長・保育士等の総数は、約6,900人にのぼる。県内においては、保育の目標や内容等を熟知し、保育所職員の資質向上に効果がある研修を実施できる団体は他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
2	こども政策局	こども未来課	H19.4.2	ながさきめぐりあ い事業業務委託	4,300,000	大村市中岳町618-1 長崎県青年団連合会 会長 後藤 誉志	イベントを開催する企業等を選定する際には、企業等にこの事業の趣旨について理解してもらい、単なる営利目的でなく、本気で少子化対策を考えているかどうかを見極める必要があり、信頼できる企業等にイベントを開催してもらうことで、この事業自体の信頼性を保つことにつながる。また、企業に対しても、様々な情報に対する秘密の保持、ストーカー対策などの指導を行わなければならない、県警察本部等関係機関との連携も必要となる。以上より、当事業を行うためには、秘密の漏洩等の防止や安全な事業の実施、NPO法人等を育成するという理由から、1年ごとに委託相手先を替えて業務を遂行することは非効率であるため、平成18年度からの委託団体である同連合会に委託する。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:こども政策局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	こども政策局	こども未来課	H19.6.7	平成19年度長崎っ子を育む実践者養成プラン事業委託	8,115,000	長崎市江戸町2-1 長崎県青少年育成県民会議 副会長 松藤 悟司	同団体は、本県の青少年健全育成に資することを目的として活動している県内唯一の団体であり、平成17年度から県と協働で青少年育成ココロねっこ指導員を設置するなど、ココロねっこ運動の推進に取り組んでおり、本事業に係るノウハウ等を有している。 以上より、本事業が実施可能なのは、同団体しかいないため。	第167条の2 第1項 第2号
4	こども政策局	こども未来課	H19.5.1	ながさき子育て応援の店事業業務委託	5,771,000	長崎市本原町4-17-2F 特定非営利活動法人子育てネットながさき 代表理事 西川 英恵	同団体は、平成19年4月13日開催の「ながさき子育て応援の店事業」選定委員会で公募に応じた団体の中から選定された団体であり、相手方が特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
5	こども政策局	こども未来課	H19.6.1	認定こども園保育者資質向上研修事業	1,500,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 齋藤寛	本研修は、認定こども園や幼稚園教育に係る研修の企画立案、講義及び実習等を行うものであることから、認定こども園制度の趣旨・内容を熟知していること、幼稚園教育に関する専門的な教育研究機関であること、研修を行うための教室及びスタッフが確保できること、さらに広く県内各地から受講者が集まるために利便性が高いこと等の条件が受託先に求められる。このような条件を満たす機関が、県内には長崎大学しかいないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:こども政策局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	こども政策局	こども未来課	H19.6.1	認定こども園保育者資質向上研修事業	1,500,000	長崎市三ツ山町235 長崎純心大学 学長 片岡千鶴子	本研修は、認定こども園や保育所における保育に係る研修の企画立案、講義及び実習等を行うものであることから、認定こども園制度の趣旨・内容を熟知していること、保育所における保育に関する専門的な教育機関であること、保育内容に精通した講師及び教室が確保できること、さらに県内各地から受講者が集まるために利便性が高いこと等の条件が受託先に求められる。このような条件を満たす機関が、県内には長崎純心大学しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
7	こども政策局	こども未来課	H19.6.4	明るい家庭づくり「家庭の日」推進事業委託	2,300,000	長崎市江戸町2-1 長崎県青少年育成県民会議 副会長 松藤 悟司	「家庭の日」とは、家族そろっての団らんの機会を増やすことによって愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、昭和41年から青少年育成国民会議が提唱している毎月第3日曜日の運動名である。この国民会議の事業を推進する団体が青少年育成県民会議であり、本事業を実施できるのは同団体しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
8	こども政策局	こども未来課	H19.6.21	「長崎っ子を育む行動指針」の普及啓発委託	1,625,000	長崎市江戸町2-1 長崎県青少年育成県民会議 副会長 松藤 悟司	同団体は、「ココロねっこ運動」や「家庭の日」運動などの県民運動の施策と呼応し、また、各市町に組織されている青少年育成市町民会議を統括している団体であり、本事業を実施できるのは当該団体しかないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:こども政策局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	こども政策局	こども未来課	H19.7.1	平成19年度「ココロねっこ運動」テレビスポット制作・放送業務	1,050,000	長崎市茂里町3-2 長崎文化放送株式会社 代表取締役 前原 晃昭	同放送会社は、従来から独自で「チャイルド21キャンペーン」という企画を行っているが、こども未来課が推進する「ココロねっこ運動」と同じ方向性を持ち、このキャンペーンと連携することにより、健全育成活動推進のより一層の相乗効果が期待できるため。また、テレビ放送局4社のうち現在上記の者のみがこのような企画を行っていて相手方が限定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
10	こども政策局	こども未来課	H19.7.25	長崎県マイサポータル事業	3,000,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人長崎大学 学長 齋藤 寛	・長崎大学は、教育学部と医学部を有し、心の教育総合支援センターには、公衆衛生学、精神医学、臨床心理学、教育、作業療法、障害心理、看護学、生涯学習の専門スタッフがそろっており、よって、地域子育て支援拠点の職員等の専門性を図る研修を委託できる団体は、当該団体の他にはない。	第167条の2 第1項 第2号
11	こども政策局	こども家庭課	H19.4.2	ATLウイルス母子感染防止対策事業委託	5,000,000	長崎市茂里町3-27 日本産婦人科医会 長崎県支部長 牟田 郁夫	・同医師会長崎支部には、県下のすべての産婦人科が加入しているため、事業の目的達成に最も適しており、また他に事業実施に適した検査機関がない。	第167条の2 第1項 第2号
12	こども政策局	こども家庭課	H19.4.2	H19ひとり親家庭生活支援事業委託	3,400,000	長崎市茂里町3-24 社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会 理事長 篠崎 榮子	・同連合会は、県下各地に約5,700名の会員を有し、母子家庭等の福祉の増進を図るという公益を目的として活動しており、県の母子及び寡婦の組織の総括的位置にあり、本事業を実施する各母子福祉団体は全てこの連合会の支部となっている。また、県下の母子及び寡婦の団体は他には組織されていない。 ・以上より、県内全域での活動が可能なのは、同連合会しかないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:こども政策局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	こども政策局	こども家庭課	H19.4.2	H19母子家庭等 自立促進センター 事業委託	7,520,300	長崎市茂里町3-24 社団法人 長崎県母子 寡婦福祉連合会 理事長 篠崎 榮子	・同連合会は、県下各地に約5,700名の会員を有し、県内の母子寡婦福祉団体の育成指導及び活動の連絡調整機関として、母子家庭、寡婦、父子家庭の福祉の増進を図るとい公益を目的として活動しており、母子家庭等の理解が深く、その福祉の増進に熱意を有し、県内全域での活動が可能なのは同連合会しかいないため。	第167条の2 第1項 第2号
14	こども政策局	こども家庭課	H19.4.2	児童扶養手当シ ステム運用維持 業務委託	1,575,000	長崎市恵美須町4-5 NBC情報システム 株 式会社 代表取締役 平井健司	・児童扶養手当支給システムは、汎用コンピュータを使用しているが、NBC情報システム(株)は、県内で唯一、本県で使用している汎用コンピュータと同一の機種を使用しており、委託業務に必要な専門的知識を有している。 ・同社は、昭和60年度より同システムの改修に携わっており、システムの内容を熟知しているとともに、(特別)児童扶養手当制度を理解しており、緊急な障害発生時にも迅速かつ的確な対応ができる。 ・以上のことから、同社の他に、業務に支障なく迅速に対応する業者が県内にいないため。	第167条の2 第1項 第2号
15	こども政策局	こども家庭課	H19.4.2	平成19年度ひと り親家庭等日常 生活支援事業委 託	1,283,800	長崎市茂里町3-24 社団法人 長崎県母子 寡婦福祉連合会 理事長 篠崎 榮子	・同連合会は、県下各地に約5,700名の会員を有し、母子家庭等の福祉の増進を図るとい公益を目的として活動しており、県の母子及び寡婦の組織の総括的位置にあり、本事業を実施する各母子福祉団体は全てこの連合会の支部となっている。また、県下の母子及び寡婦の団体は他には組織されていない。 ・以上より、県内全域での活動が可能なのは、同連合会しかいないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:こども政策局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
16	こども政策局	こども家庭課	H19.4.2	平成19年度発達障害者支援モデル事業委託	7,500,000	長崎市桜町2-22 長崎市長 伊藤 一長	本事業は、発達障害児(者)に対し、先駆的な支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を行うことで発達障害児(者)に対する有効な支援手法の確立を図ることを目的としているため、県内市町の中でも唯一、専門医療機関や療育機関を有し、発達障害児(者)の支援体制に熱心に取り組んでいる長崎市に事業を委託しモデル的に実施してもらうことで、他の市町の発達障害児(者)への取り組みに対してのモデルになり得るものであり、その性質上競争入札に適しないため。	第167条の2 第1項 第2号
17	こども政策局	こども家庭課	H19.6.19	平成19年度第61回長崎県児童福祉施設球技大会の委託	1,020,000	長崎市茂里町3-24 長崎県社会福祉協議会 児童養護施設協議会 会長 松本 厚生	・同団体は児童養護事業の発展と向上を目指し、調査・研究を行う団体であることから、本大会の目的とする児童の人格形成を図るうえでの特別な配慮が可能であり、また、施設や入所児童の状況を把握している団体は他になく、児童の個人情報保護の観点からも適当であるため。	第167条の2 第1項 第2号
18								
19								

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:こども政策局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20								
21								

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円